

鳥取大学附属特別支援学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日 策定

平成29年4月6日 改定

本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき、附属特別支援学校の全ての児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定した。

1 本校のいじめ防止とは

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの学級、子どもにも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童生徒はいないという認識を持ち、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。学校自己評価において、いじめ問題への取り組み等について自己評価を行い、家庭との連携を十分にとりながら、いじめ防止に取り組んでいく。

2 いじめを未然に防止するために

(1) 校内体制

校長、副校長、教頭、各学部主事、教務主任、生徒指導主事、人権教育主任、コーディネーター、養護教諭等、いじめ防止等の対策のための校内組織を設置する。

*本組織を「いじめ防止対策委員会」と呼ぶ。

*本組織は基本方針に基づく取り組み、計画の作成、相談窓口、情報の収集・記録、事案への組織的対応、取り組みの評価等を行う。

*本組織は、いじめとして対応すべき事案かどうかを判断し、問題の解消まで責任を持つ。

*基本方針の見直し、取り組み状況の把握、事例検討、計画の見直し等P D C Aサイクルで検証を行う。

*必要に応じて、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー）、医師、弁護士など外部専門家も参加する。

(2) いじめの未然防止のための取組

①いじめについての共通理解

- ・いじめは暴力だけでなく、物を隠す、悪口を言う・書く・ネット上に流す、無視する等「心に対するいじめ」もあるということを共通理解する。また、けんかやふざけ合いで相手が嫌な思いをしても同様である。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、「いじめは人として絶対に許されない」という認識で取り組みをすすめる。

②いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・自分のよいところ、友だちのよいところを見つけ、認めることのできる環境づくり。
- ・学習規律（開始時刻を守る、姿勢、発表の仕方、聞き方など）を守って活動に取り組む態度を育成する。
- ・自他の物を区別し、大切に扱う心を育成する。
- ・携帯電話、スマートフォン、インターネット等のきまりづくりをし、家庭との連携を図りながら、マナーやルールを守る態度を育成する。
- ・年に1回、生徒向けの情報モラル研修（インターネットや携帯・スマホ等）を実施する。

③いじめが生まれる背景と指導上の留意点

- ・全ての児童生徒が活躍し、わかる授業づくりに努める。
- ・全ての児童生徒が安心・安全に過ごすことのできる学校づくりに努める。
- ・教師が不適切な認識や言動、差別的な態度や言動をとらない。

④自己肯定感の育成

- ・自己運動サイクルに基づく授業づくりに努める。

⑤いじめについての学び

- ・正しい判断力を育成することのできる活動を設定する。
- ・いじめに気づいたとき、傍観者とならず、教師や保護者に伝えることのできる態度を育てる。
- ・いじめる側や傍観者にならず、いじめをなくしていこうという気持ちを育てる。

⑥職員研修

- ・いじめへの気づきの目を養うため、年1回(夏季休業中)の職員研修を実施する。

3 いじめの早期発見に向けて

<早期発見の基本>

① 児童生徒のささいな変化に気づく

② 気づいた情報を確実に報告し、共有する(学部→いじめ防止対策委員会)

③ 情報に基づき速やかに対応する(いじめ防止対策委員会→学部)

- ・児童生徒面談(年3回:7月・12月・2月)やアンケート調査等による情報収集。
- ・生活ノートからの情報。
- ・登下校時、健康観察時の表情・顔色のチェック。
- ・集団から離れて、一人でいる児童生徒への声かけ。
- ・持ち物等の紛失にすぐ対応し、原因を明らかにする。
- ・服装の乱れ、汚れ等に気を配る。
- ・気になる変化や行為があった場合、情報を共有できるようにする。

記録用紙(いつ、どこで、だれが、だれと、何を、どのように)をもとに。

4 発見したいじめへの組織的な対応

<平常時>

○行為が明らかないじめ

いじめられた側に対して
<ul style="list-style-type: none">・本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的な被害についての的確に把握し、迅速に対応する。・休憩時間等教師による見守りを行い、被害が継続しない体制を作る。・いじめの原因や背景の調査による根本的解決をする。・いじめの解決後も関係機関等の連携を図りながら、継続して経過や様子を見る。
いじめた側に対して
<ul style="list-style-type: none">・被害児童生徒、保護者に対して、適切な対応をとる。・いじめは絶対に許さないという態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。・関係機関(医療、福祉、教育、行政)と連携をとる。・いじめの原因や背景の調査による根本的解決をする。・いじめの解決後も関係機関等の連携を図りながら、継続して経過や様子を見る。

○行為がわかりにくいいじめ（けんか、ふざけ合い等）

いじめられた側に対して
<ul style="list-style-type: none"> ・ つかく 苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」を約束する。 ・ 本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的なダメージについて適確に把握し、迅速に対応する。 ・ いじめの原因や背景の調査による根本的解決をする。 ・ いじめの解決後も関係機関等の連携を図りながら、継続して経過や様子を見る。
いじめた側に対して
<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの原因や背景の調査による根本的解決をする。 ・ いじめは絶対に許さないという態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ・ 関係機関（医療、福祉、教育、行政）と連携をとる。 ・ いじめの解決後も関係機関等の連携を図りながら、継続して経過や様子を見る。

<重大事態発生時>

○いじめられて重大事態に至ったという場合には、附属学校部長を通じ、鳥取大学学長へ速やかに報告する。児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

*重大事態：いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合など

- ・ 的確な情報収集
- ・ 緊急校内組織の対策会議開催
- ・ 調査による実態把握
- ・ 解決に向けた指導・援助
- ・ 継続指導・経過観察
- ・ 再発防止

5 関係機関等との連携

(1) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、警察署と連携して対処する。また、児童の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) 必要に応じて、医療・心理・福祉・教育・行政諸機関との連携を図り、適切な対応を行う。

<p><医療></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取県立中央病院 ・ 鳥取医療センター ・ 渡辺病院 ・ 鳥取こども学園 こころの発達クリニック ・ 鳥取療育園 他 	<p><福祉></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県中央児童相談所 ・ 市障がい福祉課 ・ 市こども発達・家庭支援センター ・ 障がい者支援センターしらはま、そよかぜ ・ 県精神保健福祉センター ・ 発達障がい支援センター エール ・ 子ども家庭支援センター希望館 ・ デイサービス事業所 他 	<p><教育></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若草学園 ・ 特別支援学校 ・ 保幼小中高各学校 ・ 鳥取大学 他
<p><心理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スクールカウンセラー 他 		<p><行政></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会 ・ 警察 ・ 弁護士 他